

「031 豊田市立岩倉小学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日
豊田市立岩倉小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

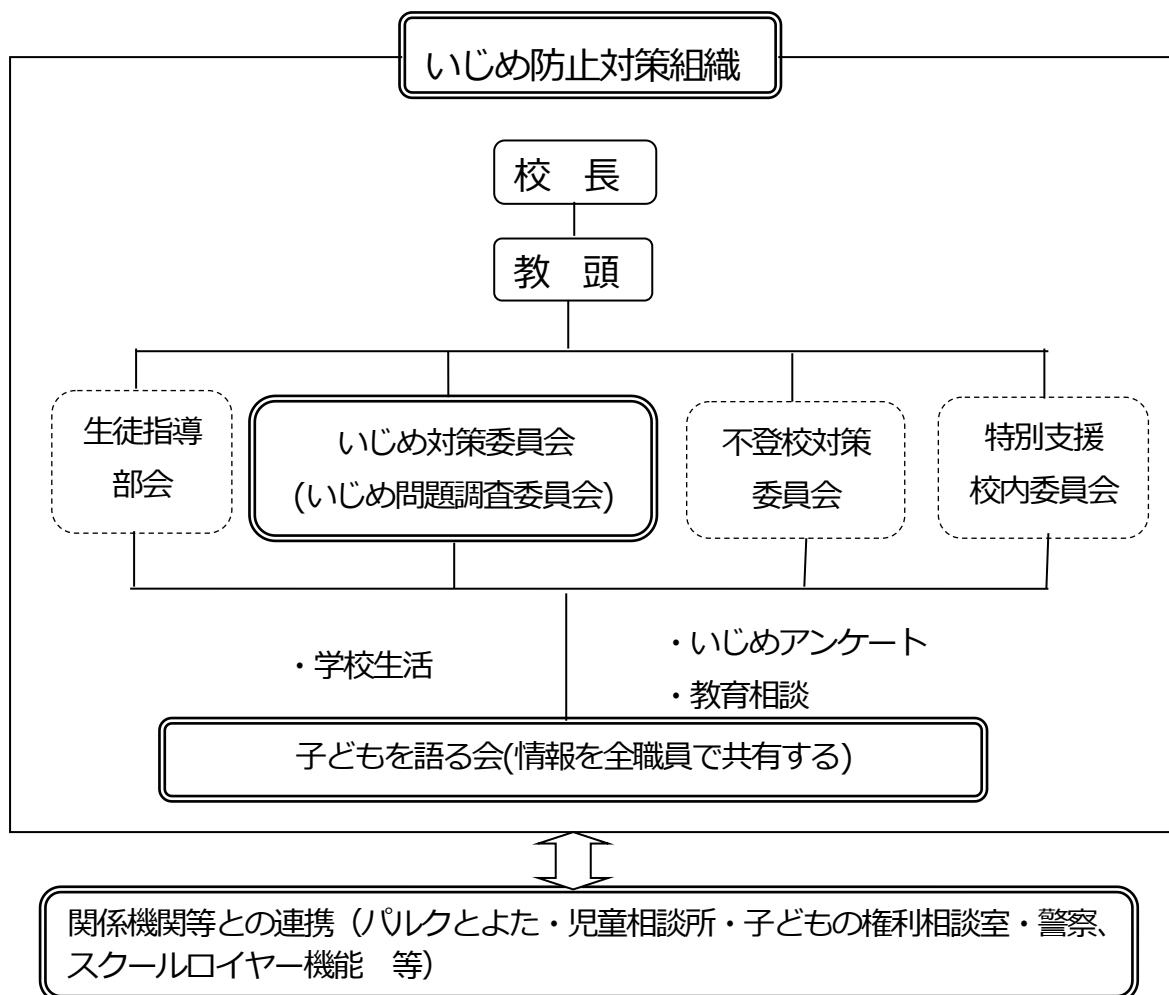
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃から小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「岩倉小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や、保護者対象の「学校評価アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「岩倉小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を長期休暇中に計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
 - ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
 - ・いじめ解消の判断をする。

(2) いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞

- 校長 ○教頭(教育相談コーディネーターを兼ねる) ○教務主任
- 校務主任 ○教育相談主任 ○生徒指導主任 ○養護教諭 ○学年主任
- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー 等

※必要に応じて専門的な知識を有する方を加える

- 主任児童委員 ○学校運営協議会委員 ○PTA代表者 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月1回「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、

対応策の検討や方針の徹底を図る。

ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組（別紙「参考資料 取組の年間計画」参照）

（1）いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む学級経営、授業づくりに努める。

ウ 全教職員が、学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解、認識して教育活動に取り組む。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ デジタルシティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようとする。

カ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。

キ 児童が自らいじめについて考え、主体的に行動できる取組をしていく。

（2）いじめの早期発見の取組

ア 教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談を定期的（5月、11月、2月の年3回）に実施したり、毎月1回「ミニ通学班会」を開いたりして、児童の小さなサインを見逃さないように努める。また、保護者アンケートも同時期に実施し、子どもの変化に気付くことができるよう、家庭とも連携して対応する。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 「先生たすけて」を活用し、心配なことをいつでも相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。

エ いじめ電話相談等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

オ 毎月の職員会議の時に「教職員チェックシート」による点検をしたり、年2回の「hyper-QU」実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握したりして学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

カ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

キ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

（3）いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら速やかに生徒指導担当および管理職に報告し「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について児童に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。

エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携

のもとで取り組む。対応が困難な場合は、パレクとよたに対応の相談をし、適切な助言を受ける。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ インターネット上の名譽棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめ解決の目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) 重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会（豊田市青少年相談センター）に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 岩倉小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直したり、児童や保護者、学校運営協議会（地域）の意見を参考にしたりして、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年2回（8月、1月）、保護者への学校評価アンケートを1回（11月）実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する伝達講習を含めた校内研修（O J T研修）を年1回（夏季休業中）計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<参考資料 取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「岩倉小学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会の実施	○相談室やS Cの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「岩倉の教育」への掲載と、PTA総会、学級懇談会での「岩倉小学校いじめ防止基本方針」の説明 ○個別懇談(4/22~25)
5月			○松平地区合同キャンプ(5年5/14~15) ○フレンドタイム	○教育相談アンケート(いじめアンケート) ○教育相談(5/16~22)	○性教育講演会
6月			○情報モラル指導(メディアとの付き合い方) ○hyper-QU実施		○学校運営協議会での「岩倉小学校いじめ防止基本方針」の説明 ○授業参観(6/12)
7月		○P D C Aを活用し「評価の着眼点」を作成	○フレンドタイム		○個別懇談会(7/10,11,14,15)
8月		○hyper-QUの結果を活用した研修 ○いじめ防止に関する伝達講習・校内研修			
9月			○フレンドタイム	○身体測定	○あいさつ運動 ○授業参観(9/11)
10月			○修学旅行(6年・10/8、9) ○運動会(10/25)		○運動会参観(10/25)
11月			○岩倉ジョギングタイム(11月下旬~12月上旬) ○hyper-QU実施	○教育相談アンケート(いじめアンケート) ○教育相談(11/18~25)	○授業参観・学校保健委員会(11/14) ○保護者アンケート
12月			○赤い羽根募金 ○人権週間(作品応募、講話) ○フレンドタイム		○開校記念式典(12/7) ○個別懇談会(12/11,12,15,16)
1月		○学校自己評価実施	○お年玉募金	○身体測定	○あいさつ運動
2月		○保護者アンケート、学校自己評価の結果の検証	○岩倉なわとびカップ ○ボランティアさんに感謝する会	○教育相談アンケート(いじめアンケート) ○教育相談(2/17~24)	○授業参観(2/13) ○保護者アンケートのまとめ配付
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生を送る会(3/6)	○文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集(子どもを語る会) ○対応策の検討 ○いじめ対策委員会(月1回) ○定期的な伝達講習	○集会での校長講話 ○福祉実践教室(4~6年) ○道徳教育、体験活動の充実 ○デジタルシティズンシップ教育の推進 ○フレンド班活動 ○ミニ通学班会(月1回)	○健康観察の実施 ○S C、心の相談員、養護教諭による相談 ○子どもを語る会(毎月) ○教職員チェックシート(毎月)	○PTA活動 ○地域の皆さんによるボランティア活動(読み語り、登下校の見守り、図書館整備) ○権利学習プログラム